資料4①

# 新型コロナウイルス感染症(変異株)への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 新型コロナウイルス感染症(変異株)のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株(VOC)」、「注目すべき変異株(VOI)」、「監視下の変異株(VUM)」に分類※1。変異株の発生動向はゲノムサーベイランスで監視している。

### 1. 懸念される変異株 (Variants of Concern: VOC)

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果が減弱するなど性質が変化した可能性が明らかな株

- B.1.351系統の変異株(ベータ株)※2
- P.1系統の変異株(ガンマ株)
- B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)※3

### 2. 注目すべき変異株 (Variants of Interest: VOI)

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに**影響を与える可能性が示唆されるかつ国内侵入・増加するリスク等がある株** 

• 現在該当なし。

## 3. 監視下の変異株(Variants under Monitoring: VUM)

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに**影響を与える可能性が示唆される又はVOC/VOIに分類されたもので世界** 的に検出数が著しく減少等している株

- B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)
- B.1.617.1系統の変異株 (旧カッパ株)
- C.37系統の変異株(ラムダ株)
- B.1.621系統の変異株(ミュー株)
- AY.4.2系統の変異株(デルタ株(亜系統))※3

## 新型コロナウイルスの懸念される変異株(VOC)

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果(従来株比)
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	ワクチンや抗体医薬の 効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンや抗体医薬の 効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
B.1.617.2系統 の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	L452R	高い可能性 (アルファ株の1.5倍 高い可能性)	入院リスクが高い 可能性	ワクチンの効果を弱め る可能性

<sup>※</sup>感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

<sup>※</sup>デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいる。 (出典)国立感染症研究所、WHO

## 新型コロナウイルスの監視下の変異株(VUM)

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	概要
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	<ul><li>・ 感染性や重篤度への影響が示唆されている</li><li>・ 世界的に検出数が大幅に減少し、追加的な疫学的な影響が 見込まれない</li></ul>
B.1.617.1系統の変異 株 (旧カッパ株)	2020年10月 インド	L452R E484Q	<ul><li>・ 感染性の増加が示唆されている</li><li>・ 世界的に検出数が大幅に減少</li></ul>
C.37系統の変異株 (ラムダ株)	2020年8月 ペルー	L452Q F490S D614G	• 感染性の増加が示唆されている
B.1.621系統の変異株 (ミュー株)	2021年1月 コロンビア	E484K N501Y P681H	• 感染性やワクチンの効果への影響が示唆されている
AY.4.2系統の変異株	2021年10月 英国	L452R Y145H A222V	• 感染性等への影響について示唆されている

(出典) 国立感染症研究所、WHO

<sup>※</sup>PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

<sup>※</sup>デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいる。

## 国立感染症研究所のゲノム解析の実施状況

2021/11/8公表

## 国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析

累積:91,903(11/1時点)(+1,740)括弧内は10/25時点比

都道府県別・空港等検疫の累積:北海道3,146、青森県234、岩手県536、宮城県2,272、秋田県299、山形県505、福島県2,060、茨城県3,351、栃木県2,018、群馬県1,225、埼玉県4,153、千葉県4,072、東京都929、神奈川県2,897、新潟県1,731、富山県737、石川県1,500、福井県917、山梨県346、長野県1,362、岐阜県630、静岡県1,828、愛知県1,117、三重県1,514、滋賀県830、京都府1,969、大阪府2,992、兵庫県11,124、奈良県1,197、和歌山県1,872、鳥取県567、島根県895、岡山県1,310、広島県2,787、山口県2,270、徳島県431、香川県845、愛媛県561、高知県641、福岡県9,837、佐賀県697、長崎県941、熊本県1,493、大分県1,142、宮崎県543、鹿児島県1,782、沖縄県2,508、空港等検疫3,290

## 国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOCs, VOIs

(系統のみを特定できたものも含む)(11/1時点)括弧内は10/25時点比

B.1.1.7系統の変異株(アルファ株) : 国内50,071例(+172例)、検疫341例(+0例)

B.1.351系統の変異株(ベータ株) : 国内25例(+0例)、検疫92例(+0例)

P.1系統の変異株 (ガンマ株) : 国内107例 (+0例) 、検疫30例 (+0例)

B.1.617.2系統の変異株(デルタ株):国内77,179例(+4,318例)、検疫1,153例(+19例)

B.1.617.1系統の変異株(カッパ株): 国内8例(+0例)、検疫19例(+0例)

<sup>※</sup>件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。 ※デルタ株にはB.1.617.2系統と同等の変異を有する系統(AY.1等)が含まれる。

## 国立感染症研究所のゲノム解析の実施状況(参考)

2021/10/29公表

## 国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析

累積:90,163(10/25時点)(+1,808)括弧内は10/18時点比

都道府県別・空港等検疫の累積:北海道3,115、青森県210、岩手県524、宮城県2,212、秋田県299、山形県481、福島県2,029、茨城県2,965、栃木県2,018、群馬県1,225、埼玉県4,132、千葉県4,072、東京都929、神奈川県2,835、新潟県1,707、富山県737、石川県1,477、福井県893、山梨県346、長野県1,362、岐阜県606、静岡県1,814、愛知県1,117、三重県1,455、滋賀県830、京都府1,869、大阪府2,971、兵庫県11,061、奈良県1,173、和歌山県1,836、鳥取県567、島根県895、岡山県1,310、広島県2,768、山口県2,219、徳島県431、香川県703、愛媛県561、高知県596、福岡県9,655、佐賀県697、長崎県939、熊本県1,450、大分県1,118、宮崎県472、鹿児島県1,758、沖縄県2,484、空港等検疫3,240

## 国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOCs, VOIs

(系統のみを特定できたものも含む)(10/25時点)括弧内は10/18時点比

B.1.1.7系統の変異株(アルファ株) : 国内49,899例(+1,287例)、検疫341例(+0例)

B.1.351系統の変異株(ベータ株) : 国内25例(+0例)、検疫92例(+0例)

P.1系統の変異株(ガンマ株) : 国内107例(+0例)、検疫30例(+1例)

B.1.617.2系統の変異株(デルタ株): 国内72,861例(+7,009例)、検疫1,134例(+27例)

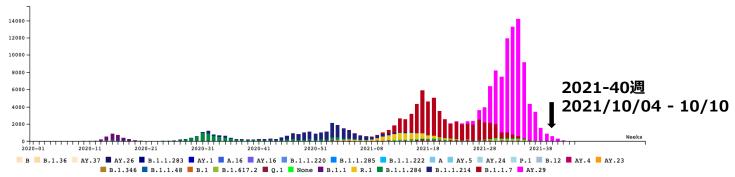
B.1.617.1系統の変異株(カッパ株): 国内8例(+0例)、検疫19例(+0例)

<sup>※</sup>件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。 ※デルタ株にはB.1.617.2系統と同等の変異を有する系統(AY.1等)が含まれる。

### **新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況(国立感染症研究所)**

#### 国内 新型コロナゲノムの PANGO lineage 変遷(2021/11/05 現在)

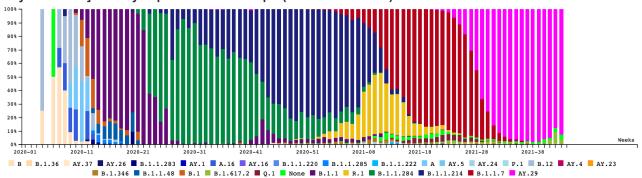
#### [Only Domestic] Weekly Top 30 Graph (count each week)



None: Not available correct PANGO lineage with low sequence quality because of low viral RNA load.

(ウイルス量が少なくゲノム情報が不十分であり正確に PANGO 系統を判定できない対象)

#### [Only Domestic] Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



None: Not available correct PANGO lineage with low sequence quality because of low viral RNA load.

(ウイルス量が少なくゲノム情報が不十分であり正確に PANGO 系統を判定できない対象)

- ※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む。
- ※変異株PCR検査での陽性検体を優先してゲノム解読していたこともあるため、正確な母数でPANGO lineage判定できない可能性がある。
- ※デルタ株は、PANGO系統のB.1.617.2系統とその亜系統にあたるAY系統を含む。
- ※各都道府県のゲノムサーベイランスの状況については、厚生労働省HPの新型コロナウイルス感染症について/国内の発生状況/変異株に関する参考資料、において公表しています。

202	1-40	
A	Y.29	592
■ B	3.1.1.7	1
■ B	3.1.1.214	0
■ B	3.1.1.284	0
_ R	1.1	0
■ B	3.1.1	0
■ N	lone	15
	2.1	0
■ B	3.1.617.2	5
■ B	3.1	0
E	3.1.1.48	<sup>23</sup> 0
■ B	3.1.346	0
<b>A</b>	Y.23	0
<b>A</b>	Y.4	1
■ B	3.12	0
■ P	.1	0
<b>A</b>	Y.24	0
■ A	Y.5	0
■ A		0
■ B	3.1.1.222	0
■ B	3.1.1.285	0
■ E	3.1.1.220	0
■ A	Y.16	3

※その他の株は検出されていない。

### 感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の新規変異株について (第 14 報)

国立感染症研究所 2021 年 10 月 28 日 12:00 時点

#### 変異株に関する新たな分類の導入について

変異株の分類については WHO の暫定定義を準用し、国内の流行状況を加味して「懸念される変異株(VOC)」と「注目すべき変異株(VOI)」に分類してきた。WHO では9月より新たに、「監視下の変異株(VUM: Variants Under Monitoring)」の分類を設け、ウイルスの特性に影響を与えると思われる遺伝子変異を持つものの、表現型や疫学的な影響の証拠は現時点では不明である変異株を分類している。また、VOC/VOI にかつて分類されていたが、その後検出されなくなった、或いは公衆衛生的意義が薄れた変異株について VUM として一定期間監視を行うとしている。今般、国内外の変異株の疫学的状況が変化しつつあり、また、監視体制を強化し、早期の対応につなげる観点から、「監視下の変異株(VUM)」の分類を国立感染症研究所でも設定する(表1、表3)。

表 1 国立感染症研究所による国内における変異株の分類 (2021年 10月 28日時点)

分類	定義	主な対応	該当
			変異株
懸念される変異	公衆衛生への影響が大きい感染・伝播	対応	ベータ株
株	性、毒力*、及び治療・ワクチン効果の変	• 週単位で検出数を公表(IDWR)	ガンマ株
(VOC; Variants	化が明らかになった変異株	• ゲノムサーベイランス(国内・検	デルタ株
of Concern)		疫)	
		・ 必要に応じて変異株 PCR 検査で	
		監視	
		• 積極的疫学調査	
注目すべき変異	公衆衛生への影響が見込まれる感染・伝	警戒	該当なし
株	播性、毒力、及び治療・ワクチン効果や	• 週単位で検出数を公表(IDWR)	
(VOI; Variants	診断に影響がある可能性がある、又は確	• ゲノムサーベイランス(国内・検	
of Interest)	実な変異株で、国内侵入・増加の兆候や	疫)で監視	
	リスクを認めるもの(以下、例)	• 積極的疫学調査	
	・検疫での一定数の検知	・ 必要に応じて変異株 PCR 検査の	
	・渡航例等と無関係な国内での検出	準備	
	・国内でのクラスター連鎖		
	・日本との往来が多い国での急速な増加		
監視下の変異株	公衆衛生への影響が見込まれる感染・伝	監視	アルファ株
(VUM; Variants	播性、毒力、及び診断・治療・ワクチン	• 発生状況や基本的性状の情報収集	(旧)カッパ株
Under Monitor-	効果に影響がある可能性がある変異を有	• ゲノムサーベイランス(国内・検	ラムダ株
ing)	する変異株	疫)で監視	ミュー株
	また、VOC や VOI に分類された変異株	・ (VOC/VOI から VUM に移行後	AY.4.2
	であっても、以下のような状況では、本	国内発生が継続するものは)週単	
	分類に一定期間位置付ける	位で検出数を公表 (IDWR)	
	・世界的に検出数が著しく減少		

- ・追加的な疫学的な影響なし
  ・国内・検疫等での検出が継続的に僅か
  ・特に懸念される形質変化なし
- \* 毒力 virulence: 病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ

IDWR: 感染症発生動向調查週報

#### 変異株の再分類

- これまで VOC に指定されていた変異株の中では、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、検出数が世界的に継続して減少しており、国内でも9月上旬以降、国際ゲノムデータベースである GISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data, https://www.gisaid.org)への登録がない。感染・伝播性は現在流行の中心であるデルタ株より低く、抗原性への影響がみられない。 WHO と英国健康安全保障庁(HSA)は VOC の分類を維持しているが、欧州 CDC、米国 CDC は、それぞれ警戒解除した変異株(De-escalated variant)、監視中の変異株(VBM: Variant being monitored)に分類を変更している。以上の状況を鑑みて、我が国における分類を VUM に変更する。
- B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)については、世界的に検出数は継続して減少しているものの、一部の地域で発生が継続しており、抗原性の変化への影響を考慮して引き続き VOC に分類する。なお、米国 CDC は共に VBM に分類している。
- B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、世界で検出されるウイルスの 99%以上を占めており、国内でもほぼ 100%置き換わっている。しかし、ワクチンの一部の効果の減弱が指摘されていること、また追加の変異やその亜型(AY.x 系統)の動向が必要とされていることから、引き続き VOCに分類する。
- VOI に位置付けてきた B.1.617.1 系統の変異株(旧カッパ株)は、インドで4月に増加が見られたが、現在は終息している。国内では8例、検疫で19例が検出されているが、最終検出日は国内では2021年5月7日、検疫では2021年5月1日である。国外からの流入が複数回あったことが確認できるが、国内では終息していると考えられる。WHOはVUMに分類を変更し「カッパ株」の呼称は取りやめ、欧州CDC、英国HSA、米国CDCがそれぞれ警戒解除した変異株(De-escalated variant)、調査中の変異株(VUI: Variant under investigation)、VBMに分類を変更している。世界的にも報告が著しく減少していることから、我が国における分類をVUMに変更する。

#### E484Q を含むデルタ株の事例について

- デルタ株の中で、これまで VOC/VOI に見られたスパイクタンパクの特徴的な変異が加わった変異株について注視する動きがある。欧州 CDC はデルタ株への追加変異として、スパイクタンパクに K417N、E484Q、Q613H の各アミノ酸置換(以下便宜的に「変異」という。)が加わったものを VUM として監視対象としている。
- これらの追加変異の入ったウイルスの検出事例は検疫・国内で散見しているが、E484Qを含むデルタ株については、10月に入ってからも国内でいくつか検出がある。国内感染が示唆されるが、共に感染源不明の事例であり、国内で複数の E484Qを含むデルタ株が一定数存在する可能性がある。 E484Q変異は感染・伝播性の増加や中和抗体の感受性が低下する可能性があるが、現在のところ国内で公衆衛生的に追加的な影響があることを示唆する所見はない。

• VOC に位置付けるデルタ株の一部として、ゲノムサーベイランスや分子疫学調査で、顕著な疫学的変化(ブレークスルー感染、巨大クラスター化、二次感染率の増加、顕著な検出率の増加等)と 関連するか引き続き注意する。

#### 新たに VUM に位置付けられた変異株について

これまで VOCs/VOIs に位置付けていなかった変異株の中では、新たに C.37 系統の変異株 (ラムダ株)、B.1.621 系統 (ミュー株)、AY.4.2 系統の各変異株を VUM に分類する。

#### C.37 系統の変異株 (ラムダ株) について

- ラムダ株は、ペルーで 2020 年 8 月に初めて報告された。ラムダ株のスパイクタンパクの特徴的な変異としては、L452Q, F490S, D614G 変異があり、感染・伝播性の増加と中和抗体への抵抗性と関連している可能性がある (1,2)。
- ラムダ株は、第13報でも報告していたが、主に南米地域で比較的多くの割合を占めていたが、いずれの国においても減少傾向にある。
- 検疫ではこれまで4例認めており、2021年9月6日の例が最後である。国内での検出は無い。
- WHO、欧州 CDC は引き続き VOI に位置付けているが、英国は VUI から"Monitoring(監視対象)"に位置付けを変更している。
- 国立感染症研究所では、現状、ラムダ株が国内で拡大するリスクは非常に低いと考えるが、流行地域における動向を把握する必要性から VUM として監視対象に位置付ける。

#### B.1.621 系統の変異株 (ミュー株) について

- ミュー株は、コロンビアで 2021 年 1 月に初めて検出された。WHOの VOC が有する E484K, N501Y, P681H 等の変異を有することから、感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念されている。また、既存株の回復期血清やワクチン接種後の血清に対し中和抗体価が低下していることを示す実験的な報告もある (3.4)。
- 地域的には、コロンビアとチリで検出数が多い。GISAID の登録情報によれば、世界的には 5 月から検出割合が増加したが 8 月から減少傾向にある。
- 検疫では、2例(最終検出日:2021年7月5日)が検出されているが、国内での検出は無い。
- ミュー株について、WHO、欧州 CDC は VOI に位置付け、英国 HSA、米国 CDC はそれぞれ VUI、VBM に位置付けている。
- 国立感染症研究所としては、ミュー株が国内で拡大するリスクは現状において低いと考えるが、流 行地域における動向を把握する必要性から VUM として監視対象に位置付ける。

#### AY.4.2 系統の変異株 について

- デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいるが、AY 系統の中の AY.4.2 系統が英国で増加している。
- AY.4.2 系統は、AY.4 系統(B.1.617.2.4 系統に相当)の亜系統として、PANGO系統分類の系統判別プログラム定義ファイルの更新(2021年10月4日、v.1.2.8)により新たに定義がなされた。
- AY.4.2 系統は、デルタ株や AY.4 系統の変異に加え、スパイクタンパクに Y145H、A222V の各変

異が入っていることが特徴とされる。これらの変異箇所は、スパイクタンパクの N 末端側の変異であり、抗体医薬やワクチンにより誘導される抗体が標的とするエピトープ領域とは異なるため、免疫逃避などの影響は少ないと考えられるが、感染・伝播性や抗原性への影響に関して、疫学的・ウイルス学的な性質の評価に関する情報は現時点では十分に得られていない。

- GISAID 上、AY.4.2 系統は 25,222 件登録されており、その 93.8%は英国からの登録であったが、 日本の検疫を含む多くの地域からも検出されている。(10 月 25 日時点)
- ・ 英国は10月15日にAY.4.2系統を"Monitoring(監視対象)"に位置づけ(5)、10月20日にVUI (調査中の変異株)に位置づけた(6)。英国内では、デルタ株が約99.8%を占めており、そのデルタ株の中でもAY.4系統の割合が多かったが、さらにそのサブ系統であるAY.4.2系統の変異株が、当地で流行するその他の変異株に比較して速く増加しており、9月27日の週で英国で解析された検体の6%程度に検出されていることを指摘していた(5)。英国健康安全保障庁は、AY.4.2の増加率は、各地域で流行しているAY.4.2以外と比べて17%高い\*と試算している(\*この増加率は本系統の生物学的な感染・伝播性の増加の可能性だけでは無く、流行地の疫学的状況等にも左右されるものであり、解釈に注意を要する)。英国では、英国外の多数の国からの旅行者からも本系統が検出されており、その発生時期や起源は不明としている(6)。また、家庭における2次感染率が、AY.4.2系統で12.4%(95%CI:11.9%-13.0%)とその他のデルタ株(11.1%(95%CI:11.0%-11.2%))に比べて有意に高かった。家庭以外でもAY.4.2で2次感染率が高かったがその差は有意ではなかった。地域ごとの2次感染率の差異は観察されていない(6)。
- 欧州 CDC は 10 月 21 日に VUM に位置付けた。なお、欧州 CDC は域内での「検出」という位置づけであり、コミュニティでの流行とは判断していない(7)。
- 我が国では、検疫で 2021 年 8 月 28 日に英国滞在歴のある入国者から検出されたデルタ株の 1 例について、これまでの PANGO 系統判定プログラムでは AY.4 系統と判定されていたが、AY.4.2 系統を含む定義ファイルに更新された系統判定プログラムでは、AY.4.2 系統と判定された。なお、ウイルス分離を試みたがウイルスを分離することはできなかった。なお、10 月 28 日時点で、国内ではAY.4.2 系統と判定されたウイルスの検出はない。
- 国立感染症研究所では、本系統は感染性が高まっている可能性を踏まえ、VUMに位置付け、諸外国の情報収集を継続するほか、ゲノムサーベイランスで国内の状況を監視する。

#### 引用文献 (1-4 は査読前のプレプリント論文である)

- 1. Acevedo ML, et al. Infectivity and immune escape of the new SARS-CoV-2 variant of interest Lambda. medRxiv. 2021.
- 2. Tada T, et al. SARS-CoV-2 Lambda Variant Remains Susceptible to Neutralization by mRNA Vaccine-elicited Antibodies and Convalescent Serum. bioRxiv. 2021.
- 3. Uriu K, et al. Ineffective neutralization of the SARS-CoV-2 Mu variant by convalescent and vaccine sera. bioRxiv 2021.09.06.459005; doi: <a href="https://doi.org/10.1101/2021.09.06.459005">https://doi.org/10.1101/2021.09.06.459005</a>.
- 4. Miyakawa, K., et al. Neutralizing efficacy of vaccines against the SARS-CoV-2 Mu variant. medRxiv 2021.09.23.21264014; doi: https://doi.org/10.1101/2021.09.23.21264014.
- 5. UK Health Security Agency. SARS-CoV-2 variants of concern and variants under investigation in England: Technical briefing 25. 15 October 2021.

- 6. UK Health Security Agency. SARS-CoV-2 variants of concern and variants under investigation in England: Technical briefing 26. 22 October 2021.
- 7. European Centre for Disease Prevention and Control. SARS-CoV-2 variants of concern as of 21 October 2021: https://www.ecdc.europa.eu/en/covid-19/variants-concern.

#### 注意事項

• 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

#### 更新履歴

- 第 14 報 2021/10/28 12:00 時点
- 第 13 報 2021/08/28 12:00 時点
- 第 12 報 2021/07/31 12:00 時点
- 第 11 報 2021/07/17 12:00 時点
- 第 10 報 2021/07/06 18:00 時点
- 第 9報 2021/06/11 10:00 時点
- 第 8報 2021/04/06 17:00 時点
- 第 7報 2021/03/03 14:00 時点
- 第 6報 2021/02/12 18:00 時点
- 第 5報 2021/01/25 18:00 時点 注) タイトル変更

「感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される SARS-CoV-2 の新規変異株について」

- 第 4報 2021/01/02 15:00 時点
- 第 3報 2020/12/28 14:00 時点
- 第 2報 2020/12/25 20:00 時点 注) 第1報からタイトル変更

「感染性の増加が懸念される SARS-CoV-2 新規変異株について」

第 1報 2020/12/22 16:00 時点 「英国における新規変異株 (VUI-202012/01) の検出について」

#### 表 2 新型コロナウイルスの懸念される変異株 (Variants of Concern; VOCs)

#### 2021.10.28 12:00 時点

WHOの呼称	ベータ	ガンマ	デルタ
最も早期の検体例	南アフリカ(2020年5月)	ブラジル(2020年11月)	インド(2020年10月)
PANGO系統	B.1.351.x	P.1.x	B.1.617.2, AY.x
GISAIDクレード	GH/501Y.V2	GR/501Y.V3	G/478K.V1
Nextstrainクレード	20H (V2)	20J (V3)	21A
Sタンパクの主要変異	K417N, E484K, N501Y, A701V	K417T, E484K, N501Y, H655Y	L452R, T478K, D614G, P681R
	• 感染・伝播性の上昇	•感染・伝播性の上昇	・感染・伝播性の上昇
感染性			• 2 次感染率の上昇
重篤度	・入院リスク、入院時死亡リスクの上昇と関連している可能性	・入院リスクの上昇、重症化リスクと関連している可能性	• 入院リスクの上昇
	・非変異株に比べて、変異株に対する回復者血 漿による中和能が10-15倍程度低下*1 ・モデリング上、感染性増加がないと仮定する と、過去の感染による免疫から21%逃避してい ると推定されている	<ul> <li>・非変異株に比べて、変異株に対する回復者血 漿による中和能が6倍程度低下*1</li> <li>・非501Y.V3株に比べて既感染による免疫を25- 61%回避可能という解析結果がある</li> <li>・他株への既感染者の再感染事例の報告あり</li> </ul>	<ul><li>・前回感染後180日以上経過した場合、アルファ株に比べて再感染リスクが高まるという報告がある</li><li>・非変異株やアルファ株に比べて回復者血漿による中和能が4倍程度低下の報告あり*1</li></ul>
ワクチンの発症、感染 に対する有効性 *2	・発症に対して減弱の可能性があるものの、重 症化に対しては不変	•明らかになっていない	・発症と感染に対して減弱の可能性があるもの の、重症化に対しては不変

<sup>\*1</sup> in vitro(試験管内)での評価結果はin vivo(生体内)で起こる現象を正確に反映しないこともあり、本結果の解釈に注意が必要。

<sup>\*2</sup> 国立感染症研究所. 新型コロナワクチンについて(2021年10月8日):懸念される変異株(VOCs)に対するワクチン有効性について.

### 表 3 国立感染症研究所による変異株の分類 2021.10.28 12:00 時点

WHO呼称	PANGO	主な変異	感染研の 分類(指定 日)	水際対策の 分類(指定 日)	検疫: 最終検出日*	国内:最終検出日*	WHO 分類	ECDC 分類	UK HSA 分類	米国CDC 分類
Beta	B.1.351	K417N, E484K, N501Y, D614G, A701V	VOC (20/12/25)	指定 (21/9/17)	2021/7/30	2021/7/27	VOC	VOC	VOC	VBM
Gamma	P.1.x	K417T, E484K, N501Y, D614G, H655Y	VOC (21/1/25)	指定 (21/9/17)	2021/10/5	2021/8/31	VOC	VOC	VOC	VBM
Delta		L452R, T478K, D614G, P681R	VOC (21/5/12)	(解除; 21/9/27)	2021/10/12	2021/10/16	VOC	VOC	VOC	VOC
Alpha		N501Y, D614G, P681H	VUM (21/10/28)	_	2021/9/24	2021/9/9	VOC	De-escalated Variants	VOC	VBM
(Kappa)	B.1.617.1	L452R, E484Q, D614G, P681R	VUM (21/10/28)	(解除; 21/9/27)	2021/5/15	2021/5/7	VUM	De-escalated Variants	UK VUI	VBM
Lambda	C.37	L452Q, F490S, D614G	VUM (21/10/28)	指定 (21/9/17)	2021/9/6	なし	VOI	VOI	International Monitoring	_
Mu		R346K, E484K, N501Y, D614G, P681H	VUM (21/10/28)	指定 (21/9/17)	2021/7/5	2021/8/4	VOI	VOI	UK VUI	VBM
_	AY.4.2	L452R, T478K, D614G, P681R, A222V, Y145H	VUM (21/10/28)	_	2021/8/28	なし	_	VUM	UK VUI	_

<sup>\*</sup> GISAID登録情報による

## 見直しの考え方

- ①基本的対処方針(令和3年9月9日)において、「国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講ずるなど 水際措置の段階的な見直しに取り組む」とされていること
- ②経済界などから水際対策の緩和に向けた要望があること

等を踏まえ、11月8日より、下記の措置を実施する。

## 措置の概要

<u>①ワクチン接種者に対する入国後の行動制限の見直し</u>

企業等の受入責任者の管理の下で、ワクチン接種者(非指定国・地域又は3日待機指定国・地域から入国する者に限る)に対して、3日目検査を行った上で、入国後4日目から活動計画書(受入企業が作成し、業所管省庁が審査)に沿った活動を認める。

自宅等待機10日 → 自宅等待機3日(検査)+ 行動管理7日 ;

## ②外国人の新規入国制限の見直し

現在一時停止している外国人の新規入国に関して、企業等の受入責任者の管理の下に、 商用・就労目的の短期間(3月以下)の滞在者及び就労・留学生・技能実習生等の長期間 の滞在者について、入国者総数の枠内で新たに認めることとする。

なお、観光目的の入国については、国内の感染状況等も踏まえつつ、年内を目途に行動 管理の実効性等について検証を行い、今後の団体観光の入国再開に向けて検討を進める。

### ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び 外国人の新規入国制限の見直し

(要旨)

#### 1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限の見直し

受入責任者(入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。 以下同じ。)の管理の下で、ワクチン接種証明書保持者に対し、入国後最短で4日目以降の行動制 限の見直しを認めることとします。

具体的には、入国日前 14 日以内に 10・6 日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない帰国・入国者で、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持し、日本国内の受入責任者から特定の省庁(原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。)へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式について事前に業所管省庁の審査を受けた方については、入国後 14 日目までの待機施設等(受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。)での待機期間中、入国後 3 日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR 検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、入国後 4 日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書の記載に沿った活動(以下「特定行動」という。)を認めることとします。

上記の措置は、日本人の帰国者及び外国人の再入国者に加えて、商用・就労目的の短期間(3月以下)の滞在者及び緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在者について、 上記の要件を満たした場合に原則として認められます。

また、特定行動が認められる者の親族のうち、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける方についても、上記の要件を全て満たす場合に限り、最短で4日目以降、特定行動を原則として認めることとします。

この措置の実施に当たって、受入責任者から業所管省庁への申請の受付を令和3年11月8日午前10時から開始することとします。

なお、上記の入国後4日目以降の行動制限の見直しとは別途、入国後14日目までの自宅等待機の期間を10日目以降に短縮するためには、「水際対策強化に係る新たな措置(18)」(令和3年9月27日)に基づき、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出る必要があります。

#### 2. 外国人の新規入国制限の見直し

現在原則として一時停止している外国人の新規入国について、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、商用・就労目的の短期間(3月以下)の滞在者及び長期間の滞在者の新規入国を原則として認めることとします。

この措置の実施に当たって、受入責任者から業所管省庁への申請の受付を、令和3年11月8日午前10時から開始することとします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置(19)」をご参照ください。

### 水際対策強化に係る新たな措置(19) (ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び 外国人の新規入国制限の見直し)

令和3年11月5日

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後4日目からの行動制限の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置(17)」(令和3年9月17日)(以下「措置(17)」という。)1. (3)の指定国・地域、措置(17)2. の指定国・地域、又は措置(17)の指定国・地域以外の国・地域(非指定国・地域)から帰国・入国する者であって、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書(「水際対策強化に係る新たな措置(18)」(令和3年9月27日)(以下「措置(18)」という。)において有効と定めているもの。)を保持しているもののうち、下記(1)~(4)のいずれかに該当し、特定の省庁(原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。)から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から帰国・入国前に審査を受けた者については、入国後14日目までの待機施設等(受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。)での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、活動計画書の記載に沿った活動(以下「特定行動」という。)を認めることとする。

また、特定行動が認められる者の親族について、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける親族については、下記(1)~(4)のいずれにも該当しない場合であっても、上記の要件を全て満たす場合には、特定行動を認めることとする。

- (1)日本人の帰国者
- (2) 在留資格を有する再入国者
- (3) 商用目的又は就労目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国者
- (4)緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者
- 2. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置(4)」(令和2年12月26日) 1の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記(1)又は(2)の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- (1) 商用目的又は就労目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国
- (2) 長期間の滞在の新規入国

#### 3. 上記措置の適用

上記1及び2に基づく措置の適用には、受入責任者から業所管省庁に対して、実施要領(内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省において作成し別途公表)に沿って、誓約書や活動計画書を含む申請書式を提出し、業所管省庁の事前の審査を受ける必要がある。

- (注1)上記に基づく措置は、令和3年11月8日午前10時(日本時間)以降に帰国・入国する者で、事前に業所管省庁の審査を受けた者を対象とする。
- (注2)上記1に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前14日以内に上記1で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。
- (注3) 上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする 企業・団体等をいう。
- (注4) 上記に基づく措置に関する問い合わせ先及び各省庁の申請窓口は内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のホームページを参照のこと。
- (注5)上記1に基づく措置の対象となる者であっても、措置(18)に基づく自宅等待機期間の短縮のためには、措置(18)の定めにより、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を別途厚生労働省に届け出る必要がある。

(以上)

### 水際対策強化に係る新たな措置(18) (ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について)

令和3年9月27日

1. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅等待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置(17)」(令和3年9月17日)(以下、「措置(17)」)の1.(3)の指定国・地域、措置(17)の2.の指定国・地域又は措置(17)の指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書(外務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。)を保持している者については、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後14日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求めないこととする。

2. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置(17)の1.(3)の指定国・地域又は措置(17)の2.の指定国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととする。

- (注1)上記に基づく措置は、令和3年10月1日午前0時(日本時間)以降に入国・帰国する者を対象とする。
- (注2)上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

(以上)

### 水際対策強化に係る新たな措置(17) (水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入 状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に 判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定 国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。
- 2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記 1. に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1)上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注2)上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)の別添1の書式は廃止する。
- (注3)上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)の別添の書式は廃止する。
- (注4)上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在 歴のある者を対象とする。
- (注5)上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注6)上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)

### 水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について (要旨)

1. 以下の8か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チリ、ハイチ、フィリピン、ブラジル

- (1) コロンビアからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年11月8日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。
- (2) ハイチからのすべての入国者及び帰国者については、令和3年11月8日午前0時からは、 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日 目に改めて検査を受けていただきます。
- (3) アルゼンチン、コスタリカ、スリナム、フィリピン、ブラジルを「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定し、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年11月8日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。
- (4)チリからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年11月8日午前0時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになります。
- 2. 以下の31 か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、カザフスタン、ギニア、キューバ、ギリシャ、ケニア、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、ネパール、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モロッコ、モルディブ、モンゴル、リビア、ロシア(沿海地方、ハバロフスク地方)

(1) ウクライナ、ケニア、ネパール、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方)からのすべての 入国者及び帰国者については、令和3年11月8日午前0時からは、検疫所長の指定する場所(検 疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていた だきます。

- (2) アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウルグアイ、カザフスタン、ギニア、キューバ、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア(ハバロフスク地方)からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年11月8日午前0時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくことになります。
- 【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の22か国・地域です。
- (1)検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機、入国後3日目及び6日目の検査が求められる国・地域

トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(2)検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機、入国後3日目の検査が求められる国・地域

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

別添 1

令和3年9月17日 最終改訂 令和3年9月27日

水際対策強化に係る新たな措置(17)に基づく 水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

> 厚 生 労 働 省 健 康 局 結 核 感 染 課 症 課 健 康 医薬・生活衛生局 検 疫 所 業 務 課 外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(17)」(令和3年9月17日)(以下「措置(17)」という。) に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置(17)に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株 (ベータ株)	令和3年9月17日	
P.1 系統の変異株(ガンマ株)		
C. 37 系統の変異株 (ラムダ株)		
B. 1. 621 系統の変異株 (ミュー株)		
B. 1. 617. 2 系統の変異株 (デルタ株)	令和3年9月17日	令和3年9月27日
B. 1. 525 系統の変異株 (イータ株)		
B. 1. 526 系統の変異株 (イオタ株)		
B.1.617.1 系統の変異株 (カッパ株)		

(以上)

令和3年9月17日 最終改訂 令和3年11月5日

### 水際対策強化に係る新たな措置(17)に基づく 指定国・地域について

生 厚 労 働 省 康 健 局 結 核 感 染 症 課 課 健 康 医薬·生活衛生局 検 疫 所 業 務 課 外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(17)」(令和3年9月17日)(以下「措置(17)」という。) に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域(再入国原則拒否の対象)(措置(17)の1.(1)の全文に基づく措置の対象国・地域)

国・地域	指定日	宿泊施設での待機	再入国原則拒否
		措置の実施開始日	措置の実施開始日
		時(日本時間)	時(日本時間)

2. 宿泊施設にて 10 日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・ 地域(措置(17)の1.(1)の前段に基づく措置の対象国・地域)

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時
		(日本時間)

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・ 地域(再入国原則拒否の対象)(措置(17)の1.(2)の全文に基づく措置の対象国・地域)

国・地域	指定日	宿泊施設での待機	再入国原則拒否
		措置の実施開始日	措置の実施開始日
		時(日本時間)	時(日本時間)

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・ 地域(措置(17)の1.(2)の前段に基づく措置の対象国・地域)

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時
		(日本時間)
トリニダード・トバゴ、ベネズエ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
ラ、ペルー		

※コロンビアは、「5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域(措置(17)の1.(3)に基づく措置の対象国・地域)」に変更することとし、令和3年11月8日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記5. の対象国・地域としての措置を実施することとする。アルゼンチン、コスタリカ、スリナム、フィリピン、ブラジルは、「6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域(措置(17)の2. に基づく措置の対象国・地域)」に変更することとし、令和3年11月8日午前0時以降の入国者及び帰国者については、下記6. の対象国・地域の措置を実施することとする。

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・ 地域(措置(17)の1.(3)に基づく措置の対象国・地域)

国・地域 指定日		宿泊施設での待機措置の実施開始日時	
		(日本時間)	
エクアドル、 <u>コロンビア</u> 、ドミニ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時	
カ共和国、 <u>ハイチ</u>			

※チリは、令和3年11月8日午前0時から、「5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域(措置(17)の1.(3)に基づく措置の対象国・地域)」から除外し、同措置を解除する。

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域(措置(17)の2. に基づく措置の対象国・地域)

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時
		(日本時間)
<u>アルゼンチン</u> 、 <u>ウクライナ</u> 、ウズ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
ベキスタン、英国、 <u>ケニア</u> 、 <u>コス</u>		
<u>タリカ</u> 、 <u>スリナム</u> 、トルコ、 <u>ネパ</u>		
<u>ール</u> 、パキスタン、 <u>フィリピン</u> 、		
<u>ブラジル</u> 、 <u>モロッコ</u> 、 <u>モンゴル</u> 、		
ロシア( <u>沿海地方</u> 、モスクワ市)		

※アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウルグアイ、カザフスタン、ギニア、キューバ、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、デンマーク、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア(ハバロフスク地方)は、令和3年11月8日午前0時から、「6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域(措置(17)の2. に基づく措置の対

象国・地域)」から除外し、同措置を解除する。(以上)

### 水際対策強化に係る新たな措置(17) (水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入 状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に 判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定 国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。
- 2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記 1. に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1)上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注2)上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)の別添1の書式は廃止する。
- (注3)上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)の別添の書式は廃止する。
- (注4)上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在 歴のある者を対象とする。
- (注5)上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注6)上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)